

# 児童手当制度が一部変更になります

提出・問い合わせ先/市役所こども課家庭係 ☎76-8149





POINT 1 毎年6月に提出していた現況届が原則不要になります。





## 現況届

これまで、すべての受給者に提出をお願いしていましたが、毎年6月1日現在の状況を公簿など で確認することにより、原則不要となります。ただし、以下の場合は、引き続き提出が必要です。

#### 現況届の提出が必要なかたには、6月上旬に案内を送付します。



- ●配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地が尾張旭市と異なるとき
- ●尾張旭市に戸籍や住民票がない児童(無戸籍児童など)を養育するとき
- ●離婚協議中で、配偶者と別居しているとき
- ●未成年後見人など、児童手当受給者が父母以外の養育者のとき(施設、 里親を含む)
- 児童が海外留学をしているとき
- ●その他、状況確認のため、市から提出の案内があったとき

#### 6月以降に以下の変更事項があった場合は、すみやかに窓口へ届け出てください。



- ●出生など、養育する児童が増えたとき
- ●児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなく なったとき
- ●受給者や配偶者、児童の住所・氏名が変わったとき
- ●一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、またはその配偶者 がいなくなったとき
- ●離婚協議中の受給者が離婚したとき
- ●受給者の加入する年金が変わったとき
- ●受給者や配偶者が公務員になったとき、または公務員でなくなったとき

※受給者が公務員の場合、勤務先からの支給となります。

### POINT 2

### 所得上限限度額

令和4年10月支給(6月分)から、児童を養育しているかた(受給者)の所得が下表の ②以上となった場合、児童手当および特例給付は支給されません。(資格消滅)

新設

### 税法上の 扶養親族などの数

0人 1人 2人 3人 4人

### ①所得制限限度額 特例給付を支給(従来どおり)

所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
622.0	833.3
660.0	875.6
698.0	917.8
736.0	960.0
774.0	1,002.1

#### ②所得上限限度額 手当が支給されなくなります

所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
858.0	1,071.0
896.0	1,124.0
934.0	1,162.0
972.0	1,200.0
1.010.0	1.238.0